

不祥事根絶に向けた教育委員会のメッセージ

～児童生徒の個人情報の適切な取扱いについて～

『教職員の皆様へ』

皆様におかれましては、日頃から教科指導や生徒指導をはじめ、児童生徒の教育活動に御尽力いただいておりますことに、感謝申し上げます。

個人情報の管理については、各学校において「情報セキュリティ対策セルフチェックシート」を活用するなどして、適切に管理していただいているところですが、しかし、個人情報記録されたUSBメモリや書類の紛失といった情報漏えいにつながる事故が、毎年発生し、根絶には至っておりません。また、今年度は、校内ネットワークに接続されたパソコンがコンピュータウイルスに感染するといった事故も複数報告されました。

私たち学校関係者は、日々の教育活動の中で学習成績や住所録をはじめとした多くの個人情報を取り扱う必要がありますが、その情報が一度外部に流出してしまうと、これまで学校が築き上げた家庭や地域との信頼関係を大きく損なうこととなります。

個人情報は管理職の許可なく学校外に持ち出すことはできません。学校内においては、児童生徒の個人情報とその他の情報が混在することがないように区別して保管し、誤って個人情報が持ち出されないよう工夫も必要です。また、パソコンで情報処理中に離席をしたり、名簿等の書類を放置するといったわずかな行動も、個人情報の漏えいに繋がる可能性もあります。

教職員の皆様には、大切な児童生徒の情報を扱っているといった自覚と責任を改めて認識していただくとともに、情報管理の徹底をお願いいたします。



小畑 康生（千葉県教育庁教育振興部指導課長）

※「教育情報セキュリティポリシー」の策定について

県立学校の教員一人一台パソコン整備

（目的）

- 1 教員の校務環境の改善（学校の業務改善）
- 2 児童生徒の個人情報の管理の徹底

（これまでと変更すべき個人情報の取扱い）

※私物のパソコンやUSBメモリにも保存することを許可していた児童生徒の個人情報を、今後は、セキュリティを高めた「仮想環境」で管理することとします。

※今後は、教育情報セキュリティポリシーを遵守し、情報管理の徹底をお願いします。

※具体的なガイドラインは、順次公表します。

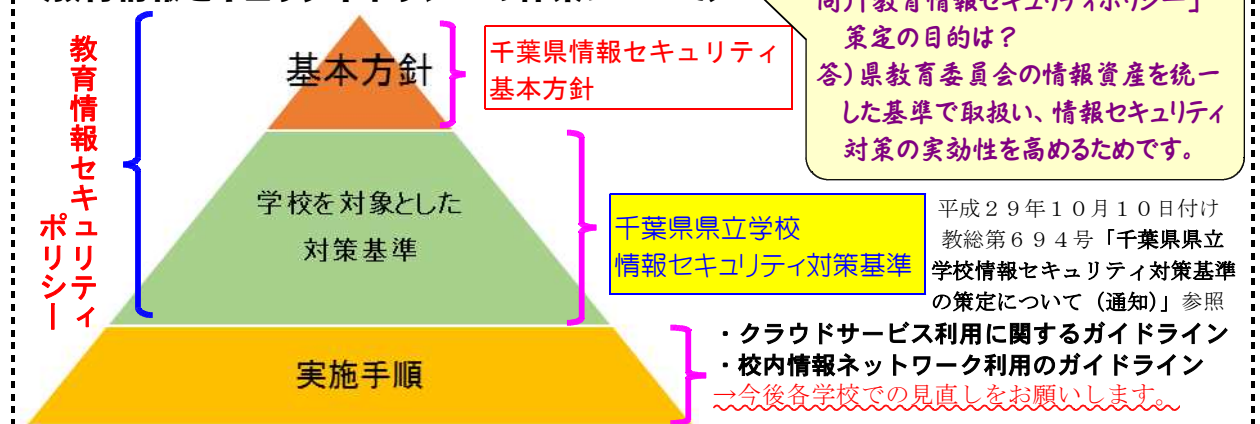
■市町村立学校においてもこれに準じた取扱いをお願いします。（それぞれの基準に準拠。）

「情報資産」の活用！
「情報管理」の徹底！

＜今年度の児童生徒の個人情報に係る事故＞

- 4月(小)児童の引き取り名簿を校内で紛失
- 4月(小)児童の名簿を家庭訪問中に紛失
- 5月(小)児童の就学支援シートを校内で紛失
- 5月(特)サーバーがランサムウェアに感染
- 5月(特)保健室でUSBメモリを紛失
- 5月(高)校外でUSBメモリを紛失
- 6月(小)保健室でUSBメモリを紛失
- 7月(高)保健室でUSBメモリを紛失

＜教育情報セキュリティポリシーの体系について＞



その情報は誰のもの？

平成29年10月
千葉県教育委員会

「すぐ報告！」を徹底。